

## 第68期

# 定時株主総会招集ご通知

「地域社会」に新たな価値を提供し続ける企業へ

### 日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時

### 場所

岐阜県多治見市十九田町2番地の8  
バロー文化ホール（多治見市文化会館）  
大ホール  
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く）10名選任の件  
第2号議案 補欠の監査等委員である  
取締役1名選任の件

証券コード 9956  
2025年6月10日  
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **バー**ホールディングス

取締役社長 小池 孝幸

## 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県多治見市十九田町2番地の8  
バロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
  - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

1. 当社ウェブサイト <https://valorholdings.co.jp/ir/event/meeting.html>  
※ 「バローホールディングス 株主総会」を検索ください。
2. 上場会社情報サービス（東京証券取引所）  
[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show銘柄名\(バローホールディングス\)または証券コード\(9956\)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show銘柄名(バローホールディングス)または証券コード(9956)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。)
3. 株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）  
<https://www.soukai-portal.net>  
同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載していません。  
なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目  
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」  
「会社の支配に対する基本方針」
  - II. 連結株主資本等変動計算書
  - III. 連結計算書類における「連結注記表」
  - IV. 株主資本等変動計算書
  - V. 計算書類における「個別注記表」
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト、東京証券取引所のウェブサイトに掲載させていただきます。
- (3) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以上

- ◎議決権行使書を郵送にてお送りいただく場合は、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するよう、お送りください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。  
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。
- ◎株主様の介助をされる方、通訳者（手話通訳者を含みます。）の方は、会場内での同席が可能です。会場受付にてその旨をお申し出ください。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年6月25日（水）午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

議案及び参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	主な地位及び担当	取締役会の出席状況
1	再任	たしろ まさみ 田代 正美	代表取締役会長兼CEO	12回／12回 ( 100 %)
2	再任	こいけ たかゆき 小池 孝幸	取締役社長	12回／12回 ( 100%)
3	再任	もり かつゆき 森 克幸	専務取締役（株式会社バロー 代表取締役社長）	11回／12回 ( 92 %)
4	再任	しのはな あきら 篠花 明	常務取締役管理本部長	12回／12回 ( 100 %)
5	再任	わがと もりさく 和賀登 盛作	取締役（アレンザホールディ ングス株式会社代表取締役社 長）	12回／12回 ( 100 %)
6	再任	たかす もとひこ 高巢 基彦	取締役（中部薬品株式会社代 表取締役社長）	12回／12回 ( 100 %)
7	再任	こうけつ なおたか 瀨瀨 直孝	取締役（中部フーズ株式会社 代表取締役社長）	12回／12回 ( 100 %)
8	再任	たかはし としゆき 高橋 俊行	社外取締役	12回／12回 ( 100 %)
9	再任	やました ようこ 山下 陽子	社外取締役	12回／12回 ( 100 %)
10	新任	こじま やすみち 小島 泰道	—	—

1

再任

た しろ まさ み  
**田代正美**

1947年(昭和22年)6月9日生

所有する当社株式数

1,350,846 株

### 略歴、地位及び担当

1977年(昭和52年)4月 当社入社  
 1979年(昭和54年)11月 当社 取締役  
 1984年(昭和59年)11月 当社 常務取締役  
 1990年(平成2年)10月 当社 専務取締役  
 1994年(平成6年)6月 当社 代表取締役社長  
 2015年(平成27年)4月 当社 代表取締役会長兼社長  
 2022年(令和4年)6月 当社 代表取締役会長兼CEO (現任)  
 2022年(令和4年)6月 株式会社パロー 代表取締役会長 (現任)  
 2024年(令和6年)12月 株式会社犬の家 代表取締役会長 (現任)

### 重要な兼職の状況

株式会社パロー 代表取締役会長  
 株式会社犬の家 代表取締役会長

### 取締役候補者の選任理由

田代正美氏は、1994年以來、当社の代表取締役を務めるとともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

2

再任

こ いけ たか ゆき  
**小池孝幸**

1972年(昭和47年)9月20日生

所有する当社株式数

8,549株

### 略歴、地位及び担当

1995年(平成7年)4月 当社入社  
 2005年(平成17年)1月 当社 社長室長  
 2008年(平成20年)5月 当社 物流部長  
 2018年(平成30年)4月 中部興産株式会社 代表取締役社長 (現任)  
 2019年(平成31年)1月 当社 IT戦略室長兼情報システム部長  
 2019年(令和元年)6月 当社 取締役  
 2020年(令和2年)4月 当社 流通技術本部長 (現任)  
 2022年(令和4年)8月 当社 取締役社長代行  
 2023年(令和5年)6月 当社 取締役社長 (現任)  
 2023年(令和5年)8月 株式会社パローフィナンシャルサービス 代表取締役社長 (現任)

### 重要な兼職の状況

中部興産株式会社 代表取締役社長  
 株式会社パローフィナンシャルサービス 代表取締役社長

### 取締役候補者の選任理由

小池孝幸氏は、当社グループの物流子会社やクレジットカード会社の代表取締役を務めるとともに、2023年より当社の社長を務め、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

3

再任

もり かつ ゆき  
森 克 幸

1961年(昭和36年)6月22日生

所有する当社株式数

13,728株

**略歴、地位及び担当**

1992年(平成4年)5月 マルダイタチヤ株式会社(現株式会社タチヤ)入社

2006年(平成18年)1月 株式会社タチヤ 代表取締役社長

2007年(平成19年)1月 株式会社サンフレンド(現 株式会社食鮮館タイヨー) 代表取締役社長

2015年(平成27年)6月 当社 取締役

2018年(平成30年)4月 株式会社タチヤ 代表取締役会長(現任)  
株式会社バロー 常務取締役 SM事業統括本部長

2019年(平成31年)1月 同社 専務取締役 SM事業統括本部長

2022年(令和4年)6月 同社 代表取締役社長 (現任)  
当社 専務取締役 (現任)

**重要な兼職の状況**

株式会社バロー 代表取締役社長  
株式会社タチヤ 代表取締役会長

**取締役候補者の選任理由**

森克幸氏は、2006年より当社のスーパーマーケット事業子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。  
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

4

再任

しの はな あきら  
篠 花 明

1972年(昭和47年)9月25日生

所有する当社株式数

17,661株

**略歴、地位及び担当**

2006年(平成18年)5月 当社入社

2011年(平成23年)2月 当社 SM営業部長

2014年(平成26年)1月 株式会社岐阜ファミリーデパート 代表取締役会長 (現任)

2014年(平成26年)6月 当社 取締役

2015年(平成27年)4月 当社 常務取締役 (現任)  
当社 管理本部長 (現任)

2015年(平成27年)10月 当社 総務人事部長兼リスクマネジメント部長

2017年(平成29年)1月 当社 総務人事部長

2017年(平成29年)4月 株式会社バローエージェンシー 代表取締役社長 (現任)

2018年(平成30年)10月 中部アグリ株式会社 代表取締役社長 (現任)

2019年(令和元年)9月 当社 総務部長

2020年(令和2年)4月 当社 財務部長

2022年(令和4年)8月 株式会社バローマックス 代表取締役社長 (現任)

**重要な兼職の状況**

中部アグリ株式会社 代表取締役社長  
株式会社バローエージェンシー 代表取締役社長  
株式会社バローマックス 代表取締役社長  
株式会社岐阜ファミリーデパート 代表取締役会長

**取締役候補者の選任理由**

篠花明氏は、当社のスーパーマーケット事業の営業部門責任者および管理部門責任者の経験とともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。  
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

5

再任

わがと もり さく  
**和賀登 盛 作**

1959年(昭和34年)5月4日生

所有する当社株式数

20,274株

**略歴、地位及び担当**

1983年(昭和58年)12月 株式会社富士屋入社  
 2000年(平成12年)1月 当社 HC商品部長  
 2004年(平成16年)7月 当社 HC営業部長  
 2011年(平成23年)6月 当社 取締役(現任)  
 2014年(平成26年)1月 当社 HC営業部長  
 2015年(平成27年)6月 株式会社ホームセンターパロー  
 代表取締役社長(現任)  
 2019年(平成31年)4月 アレンザホールディングス株式会社  
 取締役副社長  
 2023年(令和5年)5月 アレンザホールディングス株式会社  
 代表取締役社長(現任)

**重要な兼職の状況**

アレンザホールディングス株式会社 代表取締役社長  
 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役社長  
 株式会社ファースト 代表取締役社長

**取締役候補者の選任理由**

和賀登盛作氏は、当社のホームセンター事業の営業部門・商品部門責任者の経験とともに、当社グループのホームセンター事業会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

6

再任

たか す もと ひこ  
**高 巢 基 彦**

1974年(昭和49年)1月22日生

所有する当社株式数

4,382株

**略歴、地位及び担当**

1996年(平成8年)4月 中部薬品株式会社入社  
 2011年(平成23年)3月 同社 商品部長  
 2012年(平成24年)1月 同社 事業本部長  
 2013年(平成25年)6月 同社 取締役  
 2015年(平成27年)6月 同社 常務取締役  
 2017年(平成29年)6月 当社 取締役(現任)  
 2018年(平成30年)4月 中部薬品株式会社 代表取締役社長  
 (現任)

**重要な兼職の状況**

中部薬品株式会社 代表取締役社長

**取締役候補者の選任理由**

高巢基彦氏は、当社のドラッグストア事業子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

7

再任

こう けつ なお たか  
**纈 纈 直 孝**

1963年(昭和38年)11月19日生

所有する当社株式数

4,617株

#### 略歴、地位及び担当

1987年(昭和62年)4月 当社入社  
 2004年(平成16年)1月 当社 SM商品部1課課長  
 2012年(平成24年)6月 中部フーズ株式会社 商品部長  
 2013年(平成25年)10月 同社 商品開発部長  
 2014年(平成26年)4月 同社 デリカ事業部長兼商品開発部長  
 2015年(平成27年)4月 同社 執行役員デリカ事業部長兼商品開発部長  
 2019年(平成31年)4月 中部フーズ株式会社代表取締役社長(現任)  
 2023年(令和5年)6月 当社 取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

中部フーズ株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者の選任理由

纈纈直孝氏は、当社のスーパーマーケット事業の経営や商品調達の経験を基に、当社グループが取り扱う惣菜等の製造・販売を行う事業子会社の代表取締役を務めており、当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

8

再任  
 社外  
 独立

たか はし とし ゆき  
**高 橋 俊 行**

1950年(昭和25年)12月11日生

所有する当社株式数

一株

#### 略歴、地位及び担当

1974年(昭和49年)4月 味の素株式会社入社  
 2003年(平成15年)6月 同社 執行役員東京支社長  
 2006年(平成18年)6月 カルピス株式会社 常勤顧問  
 2011年(平成23年)6月 同社 取締役専務執行役員  
 2012年(平成24年)10月 味の素株式会社 アドバイザー  
 2013年(平成25年)6月 味の素冷凍食品株式会社 監査役  
 2015年(平成27年)6月 同社退任  
 2021年(令和3年)6月 当社 社外取締役(現任)

#### 社外取締役取締役候補者の選任理由及び期待される役割

高橋俊行氏は、食品製造業における豊富な経験・実績を有するとともに、企業経営に関する経験・実績・見識を有しております。

このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

9

再任  
社外  
独立やま した よう こ  
山下陽子

1978年(昭和53年)7月25日生

所有する当社株式数

一株

**略歴、地位及び担当**

- 2005年(平成17年)10月 弁護士登録(愛知県弁護士会)  
河内法律事務所入所
- 2010年(平成22年)4月 小浜ひまわり基金法律事務所 弁護士
- 2012年(平成24年)6月 今池法律事務所 パートナー弁護士  
(現任)
- 2023年(令和5年)6月 当社 社外取締役(現任)

**重要な兼職の状況**

今池法律事務所 パートナー弁護士

**重要な兼職先と当社の関係**

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

**社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割**

山下陽子氏は弁護士の資格を有しております。また弁護士としての活動の他に地域のセミナー講師や審議会の委員など幅広い活動をされています。

このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

10

新任  
社外  
独立こ じま やす みち  
小島泰道

1952年(昭和27年)1月18日生

所有する当社株式数

一株

**略歴、地位及び担当**

- 1979年(昭和54年)5月 宗教法人長國寺 代表役員
- 2002年(平成14年)10月 曹洞宗 宗議会議員(現任)
- 2006年(平成18年)12月 学校法人世田谷学園 理事
- 2010年(平成22年)6月 学校法人駒澤学園 駒沢女子大学理事
- 2012年(平成24年)11月 学校法人栢檀学園 東北福祉大学理事長
- 2016年(平成28年)10月 曹洞宗 宗議会議長
- 2020年(令和2年)3月 宗教法人長寿寺 代表役員(現任)
- 2022年(令和4年)10月 学校法人愛知学院 理事長
- 2024年(令和6年)11月 学校法人駒澤大学 理事(現任)

**重要な兼職の状況**

曹洞宗 宗議会議員  
宗教法人長寿寺 代表役員  
学校法人駒澤大学 理事

**重要な兼職先と当社の関係**

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

**社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割**

小島泰道氏は、宗教法人の運営とともに宗教団体の役員を務めるほか、学校法人の理事を務めるなど、幅広い経験を有しております。

このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋俊行氏、山下陽子氏及び小島泰道氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、社外取締役候補者3名を独立役員として届け出ております。
3. 山下陽子氏及び小島泰道氏を除く各候補者の「重要な兼職の状況」に記載の法人は、当社の子会社又は関連会社であります。
4. 山下陽子氏につきましては、職業上使用している氏名であります。戸籍上の氏名は宮崎陽子であります。
5. 高橋俊行氏の当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年、山下陽子氏の当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、社外取締役である高橋俊行氏及び山下陽子氏と責任限定契約を締結しております。当社は、高橋俊行氏及び山下陽子氏の就任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小島泰道氏の就任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。但し、法令違反の行為であったことを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

社外  
独立

やま した よう こ  
**山下陽子**  
1978年(昭和53年)7月25日生

所有する当社株式数

一株

### 略歴、地位及び担当

- 2005年(平成17年)10月 弁護士登録(愛知県弁護士会)  
河内法律事務所入所
- 2010年(平成22年)4月 小浜ひまわり基金法律事務所 弁護士
- 2012年(平成24年)6月 今池法律事務所 パートナー弁護士  
(現任)
- 2023年(令和5年)6月 当社 社外取締役(現任)

### 重要な兼職の状況

今池法律事務所 パートナー弁護士

### 重要な兼職先と当社の関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

### 取締役候補者の選任理由及び期待される役割

山下陽子氏は弁護士の資格を有しております。また弁護士としての活動の他に地域のセミナー講師や審議会の委員など幅広い活動をされています。

このような経験と実績は、当社グループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 山下陽子氏は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)を辞任し、監査等委員である取締役(社外)に就任する予定であります。
2. 当社は、山下陽子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の取締役(監査等委員である取締役を除く)への再任が承認された場合及び同氏がその後監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、山下陽子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は会社法第430条の3に規定する保険契約の被保険者となります。これにより監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
4. 山下陽子氏は、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を除く)であり、同氏が社外取締役に就任してから年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

## 【ご参考】

### 取締役候補者の多様性とスキルマトリックス

氏名	当社における地位	多様性		期待するスキル							
		性別	年齢	企業経営 経営戦略	業界 知見	サステナ ビリティ	IT テクノロジー	財務 会計	法務	ガバナンス リスク管理	
田代 正美	代表取締役会長兼CEO	男性	78	○	○	○		○		○	
小池 孝幸	取締役社長	男性	52	○	○		○	○		○	
森 克幸	専務取締役	男性	64	○	○	○				○	
篠花 明	常務取締役	男性	52	○	○	○		○		○	
和賀登 盛作	取締役	男性	66	○	○	○				○	
高巢 基彦	取締役	男性	51	○	○	○				○	
額 直孝	取締役	男性	61	○	○					○	
高橋 俊行	取締役（独立社外）	男性	74	○	○			○		○	
山下 陽子	取締役（独立社外）	女性	46			○			○	○	
小島 泰道	取締役（独立社外）	男性	73	○						○	

### 監査等委員である取締役の多様性とスキルマトリックス（改選期ではありません。）

氏名	当社における地位	多様性		期待するスキル							
		性別	年齢	企業経営 経営戦略	業界 知見	サステナ ビリティ	IT テクノロジー	財務 会計	法務	ガバナンス リスク管理	
安孫子 寿夫	取締役常勤監査等委員	男性	58					○		○	
秦 博文	取締役監査等委員 （独立社外）	男性	73					○		○	
伊藤 時光	取締役監査等委員 （独立社外）	男性	70					○		○	

- (注) 1. 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。  
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役の記載は、株主総会後の体制であります。  
 3. 業界知見に関する「業界」は、小売業、卸売業、食品製造業、スポーツクラブ事業、運輸業と定義しております。

以上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、マイナス金利の解除と共にインフレ経済への回帰の動きが始まり、長らく続いたデフレからの脱却に向けて進んでおります。一方、昨年に続く賃上げにより雇用・所得環境は改善したものの、人手不足の深刻化や燃料価格の高止まりをはじめとした物価上昇などにより、不安定な景況感が続いております。

当社グループの事業領域である流通業界におきましても、昨年夏以降の米の需給悪化の長期化、野菜価格の高止まりなどにより、消費者の生活防衛意識や節約志向は強まる一方となっております。また、人件費・水道光熱費・集配送費などのコスト上昇に加え、業種・業態を超えた企業間の競争激化もあり、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況の中、当期よりスタートした当社グループ新中期3カ年経営計画は、1兆円企業に向けた構造改革と成長へのアプローチとして、「成長戦略」「収益戦略」「持続性戦略」「差別化戦略」の4つの戦略を掲げ、その初年度を終えました。

成長戦略では、スーパーマーケット（SM）事業において、生鮮品を強化するデスティネーション・ストア戦略を更に深化させる出店を推進し、ドラッグストア事業では株式会社トーホーストアから譲り受けたSM7店舗をドラッグストアに転換するなど、積極的な新規出店や店舗改装に取り組みました。2025年度中の関西圏売上高500億円達成の目途が立ったことを踏まえ、今後は、成長戦略の要となる関西圏売上高を1,000億円規模へと拡大してまいります。

収益戦略では、流通機能強化に向けた子会社の再編・統合や、成長戦略を後押しするためのインフラの構築に取り組みました。2024年10月に稼働した名古屋みなとドライ物流センターは、SM事業及びドラッグストア事業の新規出店増に対応し、同時期に稼働した枚方物流センターは、拡大する関西圏の物流機能を強化することを目的としております。

持続性戦略では、店舗拡大の鍵を握る人材採用の強化に加え、当社グループ横断型で次世代リーダーの育成を推進する経営幹部候補研修にも、より一層力を入れております。また、新入社員をはじめとした全従業員のエンゲージメント向上のためにサーベイ（意識調査）を活用しながら、実効性のある施策を段階的に展開しています。さらに、地域の課題解決に向けた自治体との包括連携協定は前年同期比8件増の18自治体に拡大し、当社グループ店舗等へのフードドライブポスト設置や防災イベント開催など、活動の幅を広げております。

差別化戦略では、上記戦略に基づく稼ぐ力の向上やインフラの構築に加え、顧客との接点強化に向けて、自社電子マネー「Lu Vit（ルビット）カード」やアプリの活用に注力し、当期末現在の「Lu Vitカード」会員は504万会員、アプリ登録会員は131万会員、さらに「Lu Vitクレジットカード」のカード申込受付件数は32万口座となりました。

一方、当社、株式会社アークス及び株式会社リテールパートナーズで結成いたしました「新日本スーパーマーケット同盟」の取り組みでは、それぞれが強みを持つ地場商品や産地情報の共有化、共同販促の企画、限定商品の開発などに加え、共同調達による原価低減等の提携効果を創出しております。なかでも、3社合同で開発した高糖度の「千の蜜バナナ」や当社グループが製造した「塩こうじレモンポン酢」などの販売が順調に推移しております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業収益	807,795百万円	854,435百万円
営業利益	22,844百万円	23,191百万円
経常利益	25,604百万円	26,179百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	11,945百万円	13,654百万円

## 連結業績の分析

### ①営業収益

営業収益は8,544億35百万円（前年同期比5.8%増）となりました。SM事業では、株式会社バローの既存店売上高が前年同期比で4.1%伸長したほか、流通関連事業におきましても同29.8%伸長し、増収となりました。

### ②営業利益

営業総利益は2,487億72百万円（前年同期比6.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は人件費、水道光熱費及び賃借料等の増加により、2,255億81百万円（同6.6%増）となりました。

これらの結果、営業利益は231億91百万円（同1.5%増）、営業収益営業利益率は前年同期比で0.1ポイント悪化し、2.7%となりました。

### ③経常利益

営業外収益は48億82百万円（前年同期比9.8%増）、営業外費用は18億94百万円（同12.3%増）となりました。

これらの結果、経常利益は261億79百万円（同2.2%増）、営業収益経常利益率は前年同期比で0.1ポイント悪化し、3.1%となりました。

### ④親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益4億36百万円（前年同期比56.5%減）及び特別損失41億80百万円（同21.8%減）の計上により、税金等調整前当期純利益は224億35百万円（同5.5%増）、法人税等の合計は75億82百万円（同7.9%減）、非支配株主に帰属する当期純利益は11億98百万円（同11.0%増）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は136億54百万円（同14.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第2四半期（中間）連結会計期間より当社の子会社が展開する「ペットショップ事業」にさらに注力するため、従来「その他」の事業に含まれていた当該事業を新たに独立したセグメントとして報告しております。

## スーパーマーケット(SM)事業

SM事業の営業収益は4,833億57百万円（前年同期比6.4%増）、営業利益は194億69百万円（同4.6%増）となりました。

同事業におきましては、11店舗を新設し、3店舗を閉鎖した結果、当期末のSM店舗数はグループ合計325店舗となりました。株式会社バローでは、関西圏へのドミナント強化に向けて3店舗を新設し、デスティネーション・ストアとしての店舗網を拡大すると共に、18店舗を改装するなど、既存店のデスティネーション・ストア化も推進しております。また、都市型生鮮SMの株式会社八百鮮及び株式会社ヤマタが、それぞれ兵庫県に3店舗及び2店舗出店し、生鮮品に強みを持つ株式会社タチャも愛知県に2店舗出店しております。

さらに、株式会社バローでは、グループの調達、製造、加工機能を活かした商品を揃える一方で、競合店との差別化を進め、鮮魚では“頭から尻尾まで見える魚屋”を目指して対面販売を強化し、「魚屋の鮨」や本マグロの販売などにも注力いたしました。同様に、果物では「八百屋の生フルーツデザート」が好評を博しており、花は青果センターへの切り花専用加工ラインの導入により、鮮度を維持したまま顧客のもとに届けられるようになりました。

同事業では、株式会社バローが一部のモール等の店舗を除き、休業日を新たに2日増やして年間7日としましたが、既存店売上高が前年同期比4.1%伸長しました。

また、専門店の「デリカキッチン」、「にぎりたて」やカレーパンの「ガラムとマサラ」などの売上も拡大した結果、人件費、集配送費及び水道光熱費が増加したものの、売上総利益の増加で吸収し、増収増益となりました。

## ドラッグストア事業

ドラッグストア事業の営業収益は1,773億44百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益は40億17百万円（同26.2%減）となりました。

同事業におきましては、調剤部門と食品部門の売上高が順調に伸長しました。地域に密着した店舗作りを目指し、調剤部門では、調剤専門薬局14店舗の新設とドラッグストアへの調剤薬局併設化を12店舗で進めるなど、積極的な出店を進めたことに加えて、処方箋枚数が増加したことが売上増加に寄与しました。また、食品部門では、SM事業との供給面での連携により生鮮品の取り扱いを強化し、精肉や惣菜、花なども順調に拡大しました。

この結果、既存店売上高は前年同期を上回り、売上総利益率が改善したものの、人件費や店舗の新設・改装費用などの販売費及び一般管理費の増加を補いきれず、増収減益となりました。

なお、当期末の店舗数は、株式会社トーホーストアから譲り受けた7店舗及び子会社化による1店舗を含め31店舗を新設し、3店舗を閉鎖した結果、当期末の店舗数は535店舗（うち調剤取扱203店舗）となりました。

### ホームセンター(HC)事業

HC事業の営業収益は1,274億22百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は35億64百万円（同7.3%減）となりました。当連結会計年度に含まれるアレンザホールディングス株式会社を親会社とする連結子会社に寄与した当該事業の業績は、2025年2月期（2024年3月1日～2025年2月28日）を対象としております。

同事業におきましては、園芸・農業資材・植物などの売上が天候の影響で変動した一方で、夏物季節商品やリフォーム関連商品、防災・災害対策・防犯商品などの売上が好調でした。EC部門では、取扱品目の増加や即日発送対応の拡大により売上高が大きく伸長しました。

また、株式会社ダイユーエイト、株式会社ホームセンターバロー及び株式会社タイムの3社合計で、客数が前年同期比で2.6%減少しましたが、客単価が同3.2%増加したこともあり、3社合計の既存店売上高は同0.6%増加となりました。

しかしながら、木材や工具金物などの利益率の高い商品の売上が低迷し、灯油や米、水などの利益率の低い商品の売上構成比率が高まったため、全体の売上総利益率が低下しました。さらに、既存店改装による施設費、人件費、集配送費及びキャッシュレス決済手数料などの販売費及び一般管理費が増加した結果、増収減益となりました。

なお、当期末の店舗数は、3店舗を新設し、6店舗を閉鎖した結果、グループ合計165店舗となりました。

### ペットショップ事業

ペットショップ事業の営業収益は304億90百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は10億58百万円（同20.8%減）となりました。当連結会計年度に含まれるアレンザホールディングス株式会社を親会社とする連結子会社に寄与した当該事業の業績は、2025年2月期業績（2024年3月1日～2025年2月28日）を対象としております。

同事業では、犬猫の生体販売や関連飼育用品の販売は減少しましたが、犬猫フードの売れ行きが好調で、プレミアムフードや冷凍フードが伸び、ハムスター等の小動物生体の販売も増加しました。サービス部門では、トリミングやドッグトレーニングに加え、プレミアムスパコースや犬の幼稚園などの新サービスの利用が増加しました。また、2024年12月に子会社化した株式会社犬の家が寄与した効果もあり、増収となりました。

一方、2024年9月1日付での株式会社アミーゴへのペットショップ事業の経営統合に伴うシナジー効果により、売上総利益率は改善しましたが、新規出店や経営統合の一時費用に加え、人件費やキャッシュレス決済比率上昇による手数料の増加等が影響し、販売費及び一般管理費が増加した結果、増収減益となりました。

なお、当期末の店舗数は、株式会社アミーゴが9店舗を新設し、8店舗を閉鎖して125店舗となり、株式会社犬の家が第4四半期に2店舗新設して58店舗となったことにより、グループ合計183店舗となりました。

### スポーツクラブ事業

スポーツクラブ事業の営業収益は104億72百万円（前年同期比4.0%増）、営業損失は4億62百万円（前年同期8億42百万円の営業損失）となりました。

同事業におきましては、アクトスを中心とした会員の定着率向上の取り組みや株式会社アーデル・フィットネス・リゾート（スイミングスクール運営）の子会社化に伴い、事業全体の会員数が増加しました。加えて、会費値上げも奏功した結果、営業収益は増加しました。

同事業では、特にスイミングスクールを強化しており、冬の短期水泳教室の受講者が前年比3倍弱に達するなど順調に会員数を伸ばしました。さらに、自治体との行政連携による小学校水泳授業の受託も7校まで拡大しており、同スクールの運営ノウハウを活かし地域社会の課題解決を進めると共に、収益力を強化しております。

また、人件費や水道光熱費は増加しましたが、売上総利益が改善し、賃借料などが減少したため営業損失は縮小しました。

なお、当期末の店舗数は、アクトスが2店舗を新設し、アクトスWill\_Gの7店舗を閉鎖したことにより171店舗となり、さらに、株式会社アーデル・フィットネス・リゾートの1店舗を加えて、グループ合計172店舗（うちフランチャイズ運営41店舗）となりました。

### 流通関連事業

流通関連事業の営業収益は212億21百万円（前年同期比29.8%増）、営業利益は41億95百万円（同14.5%増）となりました。

同事業におきましては、2024年4月に子会社化した株式会社鷺富運送や子会社の統合が寄与したことなどにより、営業収益が増加しました。さらに、輸送コストや資材消耗品等のコスト上昇分を価格転嫁したことで売上総利益が増加した結果、人件費の増加や枚方物流センター及び名古屋みなとドライ物流センターの稼働開始に伴う施設費の上昇を吸収し、増収増益となりました。

## その他の事業

その他の事業の営業収益は41億26百万円（前年同期比15.9%増）、営業損失は7億95百万円（前年同期18億88百万円の営業損失）となりました。

同事業には、不動産賃貸業、クレジットカード事業、衣料品等の販売業などが含まれております。クレジットカード事業におきましては、当社グループ店舗での顧客獲得キャンペーン活動が寄与し、「Lu Vitクレジットカード」の当期末の申込み受付件数は前期末の18万口座から32万口座へと拡大、会員のショッピング利用の増加と共に、加盟店手数料収入が大きく伸長し、営業収益が増加しました。また、顧客獲得キャンペーン等の展開に伴い広告宣伝費が増加した一方で、販促費用が減少するなど、販売費及び一般管理費は減少した結果、営業損失は縮小しました。

## 2. 資金調達等についての状況

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は356億16百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設11店舗で46億72百万円、改装19店舗で63億61百万円、ドラッグストアの新設30店舗で56億74百万円、ホームセンターの新設3店舗で26億73百万円、ペットショップの新設11店舗で20億40百万円、スポーツクラブの新設2店舗で4億7百万円及び先行投資の5億99百万円であります。

### (2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

### 3. 対処すべき課題

流通業界では、個人消費に一定の回復傾向が見られた一方で、人手不足の常態化や人件費・エネルギーコストの上昇、物流費の高止まり、為替変動や地政学的リスクなど、不確実性の高い経営環境が継続しています。業態や業種の垣根を越えた競争が一段と進む中、価格変動への対応力やデジタル活用力、サプライチェーン構築力といった、事業基盤の持続力が一層求められております。

こうした環境下において、当社グループは、2025年3月期より始動した中期3ヵ年経営計画に基づき、「稼げる構造」への転換と「バロー経済圏」の拡大を軸に、グループ全体での構造改革と成長投資を推進してまいりました。SM事業を中核とし、関西圏での新規出店加速、既存店のDESTINATION・ストア化、PB商品の導入強化などに取り組んでおります。あわせて、物流・製造・調達などの機能会社の再編と、店舗支援体制の高度化も進め、運営基盤の整備を進めました。

また、グループ各業態との連携も深化させており、ドラッグストア事業では調剤併設比率の向上や惣菜売場の導入、HC事業ではカテゴリー特化と自社製造商品の展開強化、ペットショップ事業ではグループ統合による専門性向上、スポーツクラブ事業では地域接点を活かしたサービス展開を図っております。これらを通じ、業態横断での価値提供を強化し、お客様の多様なニーズに応える体制を構築しております。

2026年3月期は、中期3ヵ年経営計画の2年目として、こうした取り組みの成果を収益成長へと確実につなげる段階と位置づけております。関西圏での店舗網の拡大や、物流拠点の稼働本格化、PB開発の加速、Lu Vitアプリを活用したデジタル販促の強化、次世代人材の戦略的育成を通じ、地域のお客様に選ばれ続ける基盤づくりを進めてまいります。

その一環として、新店投資につきましては、スーパーマーケット12店舗、惣菜専門店等12店舗、ドラッグストア34店舗、ホームセンター（専門業態を含む）2店舗、ペットショップ17店舗、スポーツクラブ1店舗の計78店舗の新設を計画しております。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第 68 期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)		732,519	759,977	807,795	854,435
経 常 利 益 (百万円)		24,140	23,049	25,604	26,179
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		9,014	7,603	11,945	13,654
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		167.87	141.61	223.02	257.64
総 資 産 額 (百万円)		410,365	417,107	444,807	460,068
純 資 産 額 (百万円)		162,521	167,520	179,328	188,043

- (注) 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第68期の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。
2. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

#### 5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

(1) 親会社との状況  
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ロ ー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 タ チ ヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 食 鮮 館 タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中 部 フ ー ズ 株 式 会 社	95	100.00	食 品 加 工 業
中 部 薬 品 株 式 会 社	1,441	100.00	ド ラ ッ グ ス ト ア 事 業
株 式 会 社 ダイユーエイト	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株 式 会 社 タ イ ム	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株式会社ホームセンターバロー	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株 式 会 社 ア ミ ー ゴ	100	100.00	ペ ッ ト シ ョ ッ プ 事 業
株 式 会 社 ア ク ト ス	80	100.00	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 事 業
中 部 流 通 株 式 会 社	52	100.00	食 品、雑 貨 及 び 資 材 の 卸 売 業
中 部 興 産 株 式 会 社	300	100.00	物 流 事 業
アレンザホールディングス株式会社	2,011	50.76	ホームセンター事業、ペット事業等を行う子会社の経営管理

## 6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、ペットショップ事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
ペットショップ事業	ペットショップの営業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	不動産賃貸業、クレジットカード事業、衣料品等の販売業、保険代理業等

## 7. 主要な営業所

(当社)

本店

岐阜県恵那市大井町180番地の1

本部

岐阜県多治見市大針町661番地の1

名古屋本部

愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号

可児事務所

岐阜県可児市広見北反田1957番地の2

(株)パロー

本部

岐阜県多治見市大針町661番地の1

物流センター

可児チルド物流センター（岐阜県可児市）

可児ドライ物流センター（岐阜県可児市）

大垣物流センター（岐阜県大垣市）

北陸物流センター（富山県南砺市）

北陸第2物流センター（富山県南砺市）

静岡総合物流センター（静岡県島田市）

一宮物流センター（愛知県一宮市）

豊田物流センター（愛知県豊田市）

福井チルド物流センター（福井県福井市）

福井ドライ物流センター（福井県福井市）

枚方物流センター（大阪府枚方市）

名古屋みなとドライ物流センター（愛知県名古屋市）

プロセスセンター 可児プロセスセンター（岐阜県可児市）  
 可児青果センター（岐阜県可児市）  
 大垣プロセスセンター（岐阜県大垣市）  
 北陸プロセスセンター（富山県南砺市）  
 北陸青果センター（富山県南砺市）  
 静岡プロセスセンター（静岡県島田市）  
 福井水産プロセスセンター（福井県鯖江市）

(中部薬品(株))  
 本 部 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地  
 物流センター 中部薬品物流センター（岐阜県多治見市）  
 木曽川物流センター（愛知県一宮市）  
 静岡物流センター（静岡県島田市）  
 北陸物流センター（富山県南砺市）  
 福井ドライ物流センター（福井県福井市）  
 名古屋みなとドライ物流センター（愛知県名古屋市）

(アレンザホールディングス(株))  
 本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)ダイユーエイト)  
 本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)タイム)  
 本 社 岡山県岡山市北区下中野465番地の4

((株)ホームセンターバロー)  
 本 部 岐阜県多治見市大針町661番地の1

((株)アミーゴ)  
 本 部 東京都千代田区神田多町2丁目1番地

((株)アクトス)  
 本 部 岐阜県可児市下恵土4120番地

## (店 舗)

セグメント	会社名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット事業	(株) バ ロ ー	岐阜県 70 愛知県 59 静岡県 23 福井県 22 滋賀県 16 石川県 14 富山県 13 長野県 9 大阪府 6 三重県 6 京都府 3 山梨県 2 奈良県 1
	(株) タ チ ヤ	愛知県 14 岐阜県 6 三重県 2
	(株) 食 鮮 館 タイヨー	静岡県 16
	(株) 公 正 屋	山梨県 5 神奈川県 1
	(株) フ タ バ ヤ	滋賀県 4
	三 幸 (株)	富山県 8
	(株) て ら お 食 品	千葉県 4
	(株) 八 百 鮮	大阪府 5 兵庫県 3 愛知県 2
	(株) ヤ マ タ	大阪府 7 兵庫県 2
	そ の 他	愛知県 52 大阪府 6 京都府 2 岐阜県 1 その他 4
ドラッグストア事業	中部薬品(株)他1社	愛知県 208 岐阜県 164 富山県 49 静岡県 26 福井県 23 三重県 18 石川県 18 兵庫県 10 京都府 8 大阪府 5 滋賀県 5 東京都 1
ホームセンター事業	(株)ダイユーエイト他4社	福島県 61 岐阜県 24 愛知県 15 山形県 14 岡山県 13 秋田県 8 宮城県 7 三重県 6 広島県 4 その他 13
ペットショップ事業	(株)アミーゴ他1社	愛知県 19 神奈川県 19 兵庫県 16 東京都 15 岡山県 12 大阪府 8 福島県 8 広島県 8 埼玉県 7 その他 71
スポーツクラブ事業	(株)アクトス他1社	愛知県 27 岐阜県 21 大阪府 13 三重県 11 兵庫県 11 千葉県 10 神奈川県 6 東京都 5 静岡県 5 その他 63
その他の事業	(株)パローホールディングス他2社	岡山県 3 岐阜県 2 静岡県 1

## 8. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度 末比増減
スーパーマーケット事業	4,473名	166名
ドラッグストア事業	1,904	168
ホームセンター事業	1,413	△78
ペットショップ事業	1,049	511
スポーツクラブ事業	385	14
流通関連事業	999	193
その他の事業	138	37
全社(共通)	176	8
合計	10,537	1,019

(注) 従業員数には、パートタイマー(29,483名)は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	20,104百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,112
株式会社十六銀行	9,194
株式会社三井住友銀行	7,363

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 53,987,499株 (自己株式1,094,104株含む)
3. 株主数 25,522名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,229,200株	9.88%
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.50
株 式 会 社 子 雲 社	2,730,272	5.16
農 林 中 央 金 庫	2,542,800	4.80
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,538,534	4.79
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.79
田 代 正 美	1,350,846	2.55
株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.38
株 式 会 社 ア ー ク ス	1,260,000	2.38
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,223,240	2.31

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式224,234株は含まれておりません。

### 5. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	田代正美		株式会社パロー代表取締役会長 株式会社犬の家代表取締役会長
取締役社長	小池孝幸	社長兼流通技術本部長	中部興産株式会社代表取締役社長 株式会社パローフィナンシャルサービス代表取締役社長
専務取締役	森 克幸		株式会社パロー代表取締役社長 株式会社タチャ代表取締役会長
常務取締役	篠花 明	管理本部長	中部アグリ株式会社代表取締役社長 株式会社パローエージェンシー代表取締役社長 株式会社パローマックス代表取締役社長 株式会社岐阜ファミリーデパート代表取締役会長
取 締 役	和賀登盛作		アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社ホームセンターパロー代表取締役社長 株式会社ファースト代表取締役社長
取 締 役	高 巢 基 彦		中部薬品株式会社代表取締役社長
取 締 役	瀬 瀬 直 孝		中部フーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	浅 倉 俊 一		アレンザホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO 株式会社ダイユーエイト代表取締役会長兼CEO
取 締 役	高 橋 俊 行		
取 締 役	山 下 陽 子		今池法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 常勤監査等委員	安 孫 子 寿 夫		株式会社パロー 監査役 株式会社ホームセンターパロー 監査役 中部フーズ株式会社 監査役 中部興産株式会社 監査役 株式会社アクトス 監査役
取 締 役 監査等委員	増 田 陸 奥 夫		一般社団法人日本食農連携機構理事長
取 締 役 監査等委員	秦 博 文		公認会計士秦博文事務所 所長 佐藤食品工業株式会社 社外取締役
取 締 役 監査等委員	伊 藤 時 光		伊藤時光税理士事務所 所長 株式会社ウツノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役高橋俊行氏及び山下陽子氏、取締役監査等委員増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役山下陽子氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役監査等委員秦博文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 4 取締役監査等委員伊藤時光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
- 6 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。
- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 株式会社パロー          | 株式会社岐東ファミリーデパート    |
| アレンザホールディングス株式会社 | 株式会社ホームセンターパロー     |
| 株式会社アクトス         | 株式会社タチャ            |
| 株式会社パローマックス      | 株式会社パローエージェンシー     |
| 中部アグリ株式会社        | 株式会社ファースト          |
| 中部興産株式会社         | 株式会社ダイユーエイト        |
| 中部薬品株式会社         | 株式会社パローフィナンシャルサービス |
| 中部フーズ株式会社        | 株式会社犬の家            |
- 7 重要な兼職の状況に記載の今池法律事務所、一般社団法人日本食農連携機構、公認会計士秦博文事務所、佐藤食品工業株式会社、伊藤時光税理士事務所及び株式会社ウツノと当社との関係で記載すべき事項はありません。
- 8 当社は社外取締役と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 9 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。
- 当該保険の被保険者は、当社の全ての取締役です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

## 2. 当社の会社役員に対する報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	331 (12)	200 (12)	82 (-)	48 (-)	9名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	33 (18)	33 (18)	- (-)	- (-)	4名 (3名)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額82百万円（監査等委員を除く取締役82百万円）を含めております。
2. 2016年6月30日開催の第59期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額4億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とする旨を決議しております。なお、本総会決議に係る取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が9名、監査等委員である取締役が4名であります。
3. 株式交付信託制度に基づく株式報酬は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会において、株式を交付するために必要な取得資金として、5年間で3億円及び延長する信託期間の年数に6千万円を乗じた金額を上限とすることを決議しております。なお、本総会決議に係る取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が10名であります。
4. 非金銭報酬等は、2017年に役員退職慰労金制度を廃止し、それに替わるものとして導入した株式報酬制度である株式交付信託の当事業年度の費用計上額であります。
5. 2022年6月30日開催の第65期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の役員賞与の一部を年額5千万円以内として譲渡制限付株式を付与することを決議しております。なお、本総会決議に係る取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が9名であります。
6. 取締役の報酬の額またはその算定方法の決定方針
- (1) 基本方針
- ① 役員報酬等の構成は、基本報酬と業績連動報酬である賞与、株式報酬とし、社内・社外の別に応じて設定します。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成します。
- ② 基本報酬額は、優秀な人材を経営者として登用（採用）できる報酬額とし、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価して設定します。  
なお、使用人兼務取締役の使用人部分につきましては、従業員の賃金規程に基づき支給します。  
また、連結子会社出身の取締役（役付取締役を除く）の子会社における報酬は、子会社の役員報酬に係る規定に基づき支給します。
- ③ 業績連動報酬となる賞与は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、過去の支給実績及び当期の業績、取締役が委任を受けている事業の業績等を勘案して算定し、支給します。
- ④ 株式報酬は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会で承認された株式交付信託制度であり、取締役退任時に当社株式が交付されます。その運用は、同日開催の取締役会で承認された「役員向け株式交付規程」に基づき行います。

(2) 手続き

基本報酬額及び賞与額の決定につきましては、透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として業務執行取締役2名、社外取締役3名で構成する指名・報酬委員会にてその内容を検討の上、取締役会の決議により、その決定を指名・報酬委員会の答申を重視することを条件として、代表取締役会長兼CEOである田代正美に再一任しております。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の委任を受けている事業の評価を行うには最も適しているからであります。

### 3. 社外役員に関する事項

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 橋 俊 行	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に食品製造業に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	山 下 陽 子	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に弁護士としての活動の他に地域のセミナー講師や審議会の委員などの豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	増 田 陸 奥 夫	当事業年度に開催された取締役会に12回中11回及び監査等委員会に13回中12回出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	秦 博 文	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 時 光	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	172百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

### 3. 会計監査人と責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## VI. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けて、成長投資のための内部留保とのバランスに配慮しつつ、持続的な利益成長を通じて株主還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、2025年5月13日開催の取締役会において、1株につき39円（前期比2円増配）とし、支払日を2025年6月11日とすることを決議いたしました。これにより、中間配当金29円と合わせた年間配当金は68円（前期比3円増配）となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>134,948</b>	<b>流動負債</b>	<b>167,728</b>
現金及び預金	22,632	支払手形及び買掛金	68,038
受取手形、売掛金及び契約資産	30,605	短期借入金	22,367
商品及び製品	64,968	コマーシャル・ペーパー	19,991
原材料及び貯蔵品	1,527	1年内返済予定の長期借入金	14,383
その他の	15,573	リース債務	2,498
貸倒引当金	△358	未払法人税等	4,729
<b>固定資産</b>	<b>325,119</b>	賞与引当金	4,498
<b>有形固定資産</b>	<b>242,374</b>	役員賞与引当金	280
建物及び構築物	159,627	ポイント引当金	1,089
機械装置及び運搬具	5,137	店舗閉鎖損失引当金	13
土地	53,962	資産除去債務	78
リース資産	6,432	その他の	29,759
建設仮勘定	4,433	<b>固定負債</b>	<b>104,296</b>
その他の	12,779	社債	10,100
<b>無形固定資産</b>	<b>19,228</b>	長期借入金	50,002
のれん	3,470	リース債務	9,228
リース資産	90	繰延税金負債	301
その他の	15,667	役員退職慰労引当金	551
<b>投資その他の資産</b>	<b>63,517</b>	退職給付に係る負債	6,193
投資有価証券	11,930	資産除去債務	20,217
長期貸付金	1,039	長期預り保証金	6,356
繰延税金資産	12,414	その他の	1,343
差入保証金	33,022	<b>負債合計</b>	<b>272,025</b>
その他の	5,518	<b>純資産の部</b>	
貸倒引当金	△407	<b>株主資本</b>	<b>169,204</b>
<b>資産合計</b>	<b>460,068</b>	資本金	13,609
		資本剰余金	20,053
		利益剰余金	138,470
		自己株	△2,929
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,987</b>
		その他有価証券評価差額金	1,741
		為替換算調整勘定	△240
		退職給付に係る調整累計額	486
		<b>新株予約権</b>	<b>19</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>16,831</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>188,043</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>460,068</b>



貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>73,243</b>	<b>流動負債</b>	<b>111,379</b>
現金及び預金	6,097	買掛金	3
売掛金	6,697	短期借入金	14,550
商品	24	長期借入金	19,991
貯蔵品	32	関係会社短期貸付金	18,758
前払費用	1,624	1年内返済予定の関係会社短期貸付金	8,876
関係会社短期貸付金	50,368	未払消費税等	177
1年内返済予定の関係会社短期貸付金	478	未払法人税等	41,455
未収入金	7,077	未払消費税	237
その他の金	1,960	未払費用	308
貸倒引当金	△1,118	前契約受負	157
		賞与引当金	791
		役員報酬引当金	715
		その他引当金	3,815
		賞与引当金	101
		役員報酬引当金	82
		その他引当金	1,332
<b>固定資産</b>	<b>170,823</b>		25
<b>有形固定資産</b>	<b>99,945</b>	<b>固定負債</b>	<b>65,120</b>
建物	56,172	社長期借入金	10,000
構築物	5,924	関係会社長期借入金	34,520
機械及び装置	0	長期借入金	230
車両運搬具	4	関係会社長期借入金	1,509
器具及び備品	795	退職給付引当金	134
土地	35,691	退職給付引当金	3,023
リース資産	958	退職給付引当金	294
建設仮勘定	396	長期預り金	9,782
<b>無形固定資産</b>	<b>6,768</b>	長期預り金	5,044
借地権	5,507	長期預り金	461
商標	1	長期預り金	119
ソフトウエア	1,058	<b>負債合計</b>	<b>176,499</b>
電話加入権	60		
その他の権利	140	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>64,110</b>	<b>株主資本</b>	<b>65,921</b>
投資有価証券	9,667	資本	13,609
関係会社株式	24,756	資本剰余金	15,545
出資金	1	資本剰余金	14,363
関係会社長期貸付金	16,301	利益剰余金	1,181
長期前払費用	417	利益剰余金	39,695
繰延税金資産	3,124	利益剰余金	322
差入保証金	14,745	利益剰余金	39,373
その他の金	123	利益剰余金	36
貸倒引当金	△5,027	利益剰余金	28,400
<b>資産合計</b>	<b>244,066</b>	利益剰余金	10,936
		利益剰余金	△2,929
		評価・換算差額等	1,644
		その他の有価証券評価差額	1,644
		<b>純資産合計</b>	<b>67,566</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>244,066</b>



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社 バローホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社 バローホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制委員会等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社バローホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	安孫子 寿夫	㊟
監査等委員	増田 陸奥夫	㊟
監査等委員	秦 博文	㊟
監査等委員	伊藤 時光	㊟

(注) 監査等委員増田陸奥夫、秦博文および伊藤时光は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

岐阜県多治見市十九田町2番地の8  
パロー文化ホール(多治見市文化会館)大ホール



総会にご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 交通機関のご案内

1. JR多治見駅北口より、会場までは徒歩約15分です。
2. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。  
有料駐車場をご使用の際は、ご負担をお願いいたします。